

兵庫県公報

令和5年9月5日 火曜日 第445号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定予定（治山課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	11
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	11
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	12
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	13
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	13
公 告	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	14
○ 農地を利用する権利の設定の裁定（総合農政課）	17
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	18
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	20
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21

告 示

兵庫県告示第893号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名称	制作・配給会社
映画	悪い子バビー (原題) BAD BOY BUBBY	コピーポア・フィルム



兵庫県告示第894号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	令和6年3月10日（日）から同月31日（日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	その皮革面積計の所在の場所



兵庫県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

江井ヶ島土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井岡 貞雄	明石市大久保町江井島998番地
同	大内 一幸	同 市大久保町西島88番地の2
同	大西 弘訓	同 市大久保町江井島1792番地
同	尾 仲 利治	同 市大久保町江井島149番地
同	崎 野 和幸	同 市大久保町江井島200番地の2
同	田 中 伸一	同 市大久保町江井島340番地
同	田 中 昇	同 市大久保町江井島342番地
同	田 中 新和	同 市大久保町江井島298番地
同	橋 本 加州	同 市大久保町江井島580番地の4
同	日 置 文敏	同 市大久保町江井島343番地
同	北 川 信也	同 市大久保町江井島1757番地の2
同	岸 本 敬司	同 市大久保町江井島173番地の5
監事	岸 本 良雄	同 市大久保町江井島168番地
同	日 置 正己	同 市大久保町江井島330番地
同	松 野 肇	同 市大久保町江井島363番地の5

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	崎 野 和幸	明石市大久保町江井島200番地の2
同	日 置 文敏	同 市大久保町江井島343番地

同	田 中 伸 一	同	市大久保町江井島340番地
同	大 内 一 幸	同	市大久保町西島88番地の2
同	大 西 生 也	同	市大久保町江井島353番地
同	大 西 弘 訓	同	市大久保町江井島1792番地
同	岸 本 敬 司	同	市大久保町江井島173番地の5
同	北 川 信 也	同	市大久保町江井島1757番地の2
同	木 戸 三代治	同	市大久保町江井島1275番地の2
同	田 中 昇	同	市大久保町江井島342番地
同	橋 本 加 州	同	市大久保町江井島580番地の4
同	細 田 和 彦	同	市大久保町江井島1000番地の1
監 事	岸 本 良 雄	同	市大久保町江井島168番地
同	日 置 正 己	同	市大久保町江井島330番地
同	松 野 肇	同	市大久保町江井島363番地の5
同	山 本 俊 幸	同	市大久保町西島857番地



兵庫県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

東播用水土地改良区

退任役員

役員 の 区 分	氏 名	住 所
理 事	上 田 貴 弘	加古郡播磨町宮西1丁目21番4—2号
同	増 田 秀 樹	同 郡稲美町中村412番地の2

就任役員

役員 の 区 分	氏 名	住 所
理 事	前 田 豊	明石市大蔵中町6番3号
同	林 秀 樹	同 市魚住町清水2530番地の1



兵庫県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

上原土地改良区

退任役員

役員 の 区 分	氏 名	住 所
理 事	末 田 隆 夫	加古川市平荘町上原262番地

就任役員

役員 の 区 分	氏 名	住 所
理 事	高 橋 美 代 子	加古川市平荘町上原290番地の1



兵庫県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員 の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

両荘土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	増 田 有 宣	加古川市上荘町小野941番地
同	高 見 孝 洋	同 市上荘町都染508番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 敏 郎	加古川市上荘町小野921番地の1
同	岸 本 正	同 市上荘町小野885番地の3



兵庫県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

香寺町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 良 春	姫路市香寺町恒屋2084番地
同	角 谷 正 喜	同 市香寺町中村350番地2
同	谷 口 栄 作	同 市香寺町恒屋1992番地2
同	井 上 正 敏	同 市香寺町恒屋432番地
同	壺 阪 豊 之	同 市香寺町中寺256番地
同	久 斗 康 博	同 市香寺町溝口1152番地2
同	藤 尾 茂 義	同 市香寺町岩部448番地
同	渡 邊 貢	同 市香寺町土師935番地
同	田 中 司	同 市香寺町矢田部621番地2
同	駒 田 正 文	同 市香寺町相坂51番地1
同	藤 川 隆 敏	同 市香寺町田野625番地
同	濱 田 利 之	同 市香寺町須加院1421番地1
同	永 瀬 正 人	同 市香寺町犬飼46番地1
同	明 星 明 秀	同 市香寺町広瀬421番地
監 事	和 泉 俊 員	同 市香寺町久畑206番地
同	神 崎 彰 弘	同 市香寺町行重127番地1
同	高 田 雅 勝	同 市香寺町中仁野170番地1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 良 春	姫路市香寺町恒屋2084番地
同	和 泉 俊 員	同 市香寺町久畑206番地
同	橋 本 將 司	同 市香寺町恒屋2083番地
同	常 陰 則 之	同 市香寺町恒屋505番地1
同	牛 尾 公 平	同 市香寺町中寺386番地
同	大 塚 和 文	同 市香寺町溝口1052番地2
同	藤 尾 茂 義	同 市香寺町岩部448番地
同	大 倉 良 造	同 市香寺町土師134番地2
同	田 中 司	同 市香寺町矢田部621番地2
同	神 崎 頼 尚	同 市香寺町行重259番地
同	駒 田 正 文	同 市香寺町相坂51番地1
同	藤 川 隆 敏	同 市香寺町田野625番地
同	小 幡 博 和	同 市香寺町須加院1396番地

同	山 本 章	同	市香寺町犬飼865番地 8
同	明 星 明 秀	同	市香寺町広瀬421番地
監 事	高 田 雅 勝	同	市香寺町中仁野170番地 1
同	角 谷 正 喜	同	市香寺町中村350番地 2
同	関 口 治	同	市香寺町久畑283番地



兵庫県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

宮置土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	市 村 耕 一	姫路市夢前町宮置188番地
同	上 岡 敏 郎	同 市夢前町宮置872番地
同	福 永 功	同 市夢前町宮置316番地 2
同	衣 笠 愛 之	同 市夢前町宮置909番地 1
同	福 永 剛	同 市夢前町宮置167番地
同	井 上 健一郎	同 市夢前町宮置754番地
監 事	松 川 伸 彦	同 市夢前町宮置455番地104
同	北 山 壽 一	同 市夢前町宮置365番地 1

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	市 村 耕 一	姫路市夢前町宮置188番地
同	上 岡 敏 郎	同 市夢前町宮置872番地
同	福 永 功	同 市夢前町宮置316番地 2
同	衣 笠 愛 之	同 市夢前町宮置909番地 1
同	福 永 剛	同 市夢前町宮置167番地
同	井 上 健一郎	同 市夢前町宮置754番地
監 事	松 川 伸 彦	同 市夢前町宮置455番地104
同	北 山 壽 一	同 市夢前町宮置365番地 1



兵庫県告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

西芦田口塩久土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 久二男	丹波市青垣町西芦田976番地 2
同	蘆 田 正 規	同 市青垣町西芦田944番地
同	足 立 芳 夫	同 市青垣町西芦田995番地
同	蘆 田 昭 子	同 市青垣町西芦田1036番地
同	上 山 義 信	同 市青垣町西芦田1034番地
同	小 林 佑 輝	同 市青垣町西芦田1290番地
同	足 立 冬 子	同 市青垣町西芦田334番地 1
同	田 中 和 明	同 市青垣町西芦田109番地 4

同	大西浩昭	同	市青垣町西芦田290番地2
同	谷川光男	同	市青垣町西芦田98番地
同	仲野敏雄	同	市青垣町西芦田41番地3
同	小川務	同	市青垣町西芦田118番地6
同	國貞広史	同	市青垣町口塩久270番地
同	足立政和	同	市青垣町口塩久267番地
同	廣瀬隆仁	同	市青垣町口塩久388番地5
同	足立雄太	同	市青垣町口塩久500番地1
同	足立敏彰	同	市青垣町口塩久380番地
同	足立龍哉	同	市青垣町口塩久470番地
監事	蘆田美智則	同	市青垣町西芦田987番地
同	谷川久雄	同	市青垣町西芦田57番地
同	足立正彦	同	市青垣町口塩久471番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	蘆田剛	丹波市青垣町西芦田1015番地
同	大西浩昭	同 市青垣町西芦田290番地2
同	小川務	同 市青垣町西芦田118番地6
同	蘆田義和	同 市青垣町西芦田1171番地3
同	足立英俊	同 市青垣町西芦田984番地
同	下岡鉄郎	同 市青垣町西芦田244番地
同	谷川久雄	同 市青垣町西芦田57番地
同	足立雄太	同 市青垣町口塩久500番地1
同	土田芳久	同 市青垣町口塩久364番地
監事	廣瀬隆仁	同 市青垣町口塩久388番地5
同	澤瀉良孝	同 市青垣町西芦田1026番地1

兵庫県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
古市土地改良区	令和5年7月6日

兵庫県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
小多利土地改良区	令和5年7月20日

兵庫県告示第904号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町坊岡字葛又785、宇峠谷806、806の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第905号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字空山3529の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第906号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区畑字ミダノコ山752の12、752の14から752の17まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第907号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町香住区相谷字二又554の9、554の13、554の17、554の46、554の89、554の138、554の139
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第908号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町境字向山6の2、7、7の1、字大空谷8の1、8の2、字大空25、25の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第909号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市千種町岩野辺字高谷881の12・881の18(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、880、881の

5から881の7まで、881の9、881の10、881の15、881の23、881の25、881の28、881の30、881の31、881の33、881の38、882から892まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高谷881の6・881の38・888から892まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第910号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区隼人字金谷386・字ムクン谷459の1・字蛇谷527の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヲチン谷469の1、字ミノフ517の6、517の9、字黍ヶ谷583

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第911号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区隼人字タリウ97の1、97の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第912号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区八原字下幸谷758の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第913号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町春来字古道575の3、字横尾578の3、578の8、578の31

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第914号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町越坂字五軒林786、791、792、字勝負町793、810、830、字駒返923、928の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第915号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
淡路市岩屋1654 菱谷 康人 同 市岩屋594—30 新居 只吉	淡路島岩屋	淡路島岩屋漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年9月5日から同月19日まで

(2) 縦覧場所

淡路島岩屋加入区 淡路市岩屋1414—1 淡路島岩屋漁業協同組合



兵庫県告示第916号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
育波浦区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	令和5年8月8日
森区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業	同上
沼島区域	網漁具を定置して営む漁業	同上
沼島区域	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	同上
津居山区域	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同上
津居山区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同上
竹野区域	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業	同上
竹野区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業	同上



兵庫県告示第917号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
のり等養殖業	森加入区	令和5年8月8日
のり等養殖業	仮屋加入区	同上



兵庫県告示第918号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市昆陽北一丁目11番、29番、47番、52番、53の各一部
- 2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びに二クロロ四・六-ビス（エチルアミノ）一一・三・五-トリアジン

~~~~~

#### 兵庫県告示第919号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
川西市中央町425番1及び439番1の全部
- 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

~~~~~

兵庫県告示第920号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
相生市桜ヶ丘町5288番3の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

~~~~~

#### 兵庫県告示第921号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて、令和5年9月5日から2週間縦覧に供する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 河川の名称  
二級河川谷八木川水系谷八木川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和5年9月5日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 明石市大久保町字山ノ中479番5
  - (2) 同 市大久保町字山ノ中479番6
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地  
数量 449.70平方メートル
  - (2) 種類 土地  
数量 36.00平方メートル

~~~~~

兵庫県告示第922号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人つばさ	宝塚市小林5丁目8番40号	宝塚市小林5丁目8番40号	令和5年8月24日

公 告

本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 本人確認情報の提供

提供先	事 務	提供年月	提供件数
市町長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による同法第76条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務	令和4年 8月	20
		同 年 9月	1
		令和5年 6月	1
市町長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による同法第104条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務	令和5年 1月	1
		同 年 3月	3
市町長	介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第129条第1項の保険料の徴収（延滞金の徴収を含む。）に関する事務	令和4年 7月	49
		同 年 8月	94
		同 年 9月	36
		同 年10月	71
		同 年11月	79
		同 年12月	130
		令和5年 1月	58
		同 年 2月	118
		同 年 3月	40
		同 年 4月	105
		同 年 5月	117
教育委員会	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあつては、その者の就学に要する経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付に関する事務	令和4年 7月	1
		同 年 8月	162
		同 年 9月	1
		同 年10月	162
		同 年11月	1
		同 年12月	163
		令和5年 1月	1
		同 年 2月	162
		同 年 3月	2
		同 年 4月	162
		同 年 5月	2
同 年 6月	33		

教育委員会	高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給に関する事務	令和4年 8月	2510
		同 年 9月	6748
		同 年10月	6340
		同 年11月	6421
		同 年12月	6810
		令和5年 1月	5880
		同 年 2月	6862
		同 年 3月	5848
		同 年 4月	4317
		同 年 5月	7442
		同 年 6月	5236
選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	令和4年 7月	5
		令和5年 4月	7
		同 年 5月	2
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務	令和4年 7月	1
		同 年 9月	38
		同 年10月	71
		同 年12月	1
		令和5年 2月	1
同 年 5月	4		
	公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第4項の放置違反金の徴収（同条第13項後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	令和4年 7月
同 年 8月			1002
同 年 9月			986
同 年10月			886
同 年11月			1115
同 年12月			970
令和5年 1月			1115
同 年 2月			763
同 年 3月			908
同 年 4月			1316
同 年 5月			721
同 年 6月			746

2 本人確認情報の利用

事 務	利用年月	利用件数
児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第56条第2項の徴収金の徴収（滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	令和5年 2月	6
	同 年 6月	1
農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第17条第1項の届出に関する事務	令和4年 8月	1
	令和5年 1月	1
	同 年 5月	1
肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項若しくは第2項の登録又は同法第13条、第16条の2、第22条若しくは第23条の届出に関する事務	令和4年 8月	1
	令和5年 4月	1
	同 年 5月	1

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。）による事務であって県営住宅条例第2条第4号に規定する特別賃貸県営住宅に係る県営住宅条例第33条第1項の共益費又は県営住宅条例第47条第4項の徴収金の徴収に関する事務	令和5年 1月	37
	同 年 4月	32
兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。）による事務であって県営住宅条例第1条の県営住宅（県営住宅条例第2条第2号イに規定する県営住宅に限る。）の管理に関する事務	令和4年 7月	5
	同 年 8月	21
	同 年 9月	4
	同 年10月	21
	同 年11月	3
	同 年12月	48
	令和5年 1月	3
	同 年 2月	22
	同 年 3月	8
	同 年 4月	13
	同 年 5月	5
	同 年 6月	20
恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務	令和4年 7月	8
	同 年10月	7
	同 年12月	11
	令和5年 1月	5
	同 年 2月	1
	同 年 4月	6
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による同条例第6条第1項若しくは第2項の掛金の徴収又は同条例第8条第1項若しくは第2項の年金の支給に関する事務	令和4年 7月	2113
	同 年 8月	2109
	同 年 9月	2110
	同 年10月	2105
	同 年11月	3544
	同 年12月	2091
	令和5年 1月	2095
	同 年 2月	2109
	同 年 3月	2104
	同 年 4月	2096
	同 年 5月	2094
河川の流水占用料等の徴収等に関する条例（平成12年兵庫県条例第29号）による同条例別表第2に規定する土地占用料の徴収（同条例第4条の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	令和5年 2月	1
行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項に規定する行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務	令和5年 2月	1
	同 年 3月	1

土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	令和4年 7月	10
	同 年 8月	16
	同 年 9月	5
	同 年10月	3
	同 年11月	30
	同 年12月	5
	令和5年 1月	2
	同 年 2月	4
	同 年 3月	69
	同 年 4月	4
	同 年 5月	4
	同 年 6月	4
外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	令和4年 7月	16
	同 年 8月	17
	同 年 9月	12
	同 年10月	17
	同 年11月	10
	同 年12月	18
	令和5年 1月	10
	同 年 2月	18
	同 年 3月	10
	同 年 4月	18
	同 年 5月	9
	同 年 6月	20
特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務	令和4年 7月	847
	同 年 8月	969
	同 年 9月	870
	同 年10月	1032
	同 年11月	890
	同 年12月	350
	令和5年 1月	2198
	同 年 2月	368
	同 年 3月	1627
	同 年 4月	415
	同 年 5月	1645
	同 年 6月	419

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第8条第2項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
三田市須磨田字下須磨田 1123 番	田	2,034
三田市須磨田字下須磨田 1159 番	田	1,698

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和5年9月25日	5年	106,362円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘

神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

4 農地の所有者等の情報

(亡) 酒井 昭夫

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに神戸地方法務局伊丹支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は神戸地方法務局伊丹支局において、補償金の還付を受けることができる。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス島田店

所在地 たつの市龍野町島田字岸ノ下746 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年4月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,165平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

43台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

11台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

32平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
出入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和5年8月21日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和5年9月5日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年1月5日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 メルカードむこがわ
所在地 西宮市高須町1丁目1-2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
日本総合住生活株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	伊藤 治
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
日本総合住生活株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	石渡 廣一
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
日本総合住生活株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	伊藤 治
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ 青柳信夫 外12者	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 西宮市小松西二丁目3-18	木戸克也
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ 古家信和 外12者	神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 尼崎市七松町二丁目14番8号B棟	岩山利久

4 変更年月日

令和4年10月20日 ほか

5 届出年月日

令和5年8月10日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年9月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年1月5日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町堂本字西浄寺89番1から89番3まで、90番、91番1、89番1地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市南条三丁目110番地の1

株式会社ユー・ハウス 代表取締役 西川寿明

3 許可年月日及び許可番号

令和5年7月27日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-21-2号（4たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖保川町正條字投之内886番1、886番3、886番4、888番、889番1、890番から892番、893番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市揖保川町山津屋26番地の1

有限会社神戸興産 代表取締役 岸 康裕

3 許可年月日及び許可番号

令和5年7月27日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-26-2号（4たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市加里屋字磯1120番109、1137番24

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂市城西町15番地5

栄建築株式会社 代表取締役 井上一幸

3 許可年月日及び許可番号

令和5年7月24日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-8号（5赤穂）